

## 令和元年白老町議会第2回定例会 11月議会会議録（第1号）

令和元年11月11日（月曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 3時08分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 仮議席の指定
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
  - 第 6 議席の指定
  - 第 7 各常任委員の選任について
  - 第 8 議会運営委員の選任について
  - 第 9 特別委員会の設置について
  - 第10 特別委員会の設置について
  - 第11 議案第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 第12 行政報告について
  - 第13 報告第 1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)
  - 第14 報告第 2号 専決処分の報告について  
(工事請負契約の金額の変更について)
  - 第15 報告第 3号 専決処分の報告について  
(令和元年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
  - 第16 承認第 1号 議員の派遣承認について
  - 第17 諸般の報告  
(次期所管事務調査の報告)
  - 第18 休会について
- 

### ○会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定

- 第 7 各常任委員の選任について  
第 8 議会運営委員の選任について  
第 9 特別委員会の設置について  
第 10 特別委員会の設置について  
第 11 議案第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
第 12 行政報告について  
第 13 報告第 1 号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)  
第 14 報告第 2 号 専決処分の報告について  
(工事請負契約の金額の変更について)  
第 15 報告第 3 号 専決処分の報告について  
(令和元年度白老町一般会計補正予算 (第 5 号))  
第 16 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 

○出席議員 (14名)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 松 田 謙 吾 君  | 2 番 前 田 博 之 君  |
| 3 番 大 淵 紀 夫 君  | 4 番 及 川 保 君    |
| 5 番 西 田 祐 子 君  | 6 番 氏 家 裕 治 君  |
| 7 番 久 保 一 美 君  | 8 番 長谷川 かおり 君  |
| 9 番 小 西 秀 延 君  | 10 番 吉 谷 一 孝 君 |
| 11 番 貳 又 聖 規 君 | 12 番 広 地 紀 彰 君 |
| 13 番 森 哲 也 君   | 14 番 佐 藤 雄 大 君 |
- 

○欠席議員 (なし)

---

○会議録署名議員

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 2 番 前 田 博 之 君 | 3 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 4 番 及 川 保 君   |               |
- 

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 戸 田 安 彦 君 |
| 副 町 長   | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長   | 岡 村 幸 男 君 |
| 教 育 長   | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 財 政 課 長 | 大 黒 克 巳 君 |
| 企 画 課 長 | 工 藤 智 寿 君 |

経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	富川英孝君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	大塩英男君
上下水道課長	本間弘樹君
建設課長	下河勇生君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
消防長	越前寿君
病院事務長	村上弘光君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
会計室長	野宮淳史君
経済振興課参事	臼杵誠君
病院改築準備担当参事	伊藤信幸君
消防署長	笠原勝司君
消防課長	早弓格君
予防課長	後藤悟君
経済振興課参事	臼杵誠君
建設課参事	舛田紀和君
生涯学習課参事	武永真君
消防署参事	久保貢君
消防署参事	青木承弥君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君
書記	村上さやか君

---

### ◎臨時議長の紹介

○事務局長（高橋裕明君） 令和元年白老町議会第2回定例会11月会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、松田謙吾議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。松田議員、議長席をお願いいたします。

ここで、傍聴にお越しの皆様、並びに議会中継をごらんの皆様にお知らせいたします。本日の初議会につきましては、正副議長の選出や各種委員会の委員の選出など、議会運営の都合上、幾度となく休憩を挟むこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、松田臨時議長、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（松田謙吾君） ただいま令和元年、令和の年の初めての白老町議会・町長選挙が行われまして、このたび皆さん当選されました中で、初めての議会であります。私が最年長ということで臨時議長を務めさせていただきます松田謙吾です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎各議員の自己紹介

○臨時議長（松田謙吾君） 開会に先立ちまして、各議員の自己紹介をその席からお願いいたします。前田博之議員のほうから順次お願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（松田謙吾君） 各議員の自己紹介が終わりました。

---

### ◎副町長以下各課長職の自己紹介

○臨時議長（松田謙吾君） 引き続きまして、副町長、教育長、代表監査委員、課長職の紹介をお願いいたします。

〔副町長以下各課長職自己紹介〕

○副町長（古俣博之君） 本日、代表監査委員の菅原道幸が欠席しておりますので、私のほうからその旨伝えておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田謙吾君） これで、自己紹介を終わります。

---

### ◎町長就任あいさつ

○臨時議長（松田謙吾君） 次に、町長から就任のごあいさつをお願いします。

町長登壇願います。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） きょうから皆様方とともに、4年間町政を担わせていただきたいと思います。

議員の皆様には、10月の選挙、大変お疲れ様でございました。

私も含めて、町民の負託を受けて4年間という期間ではありますが、この議事堂の場で、また町民の幸せを皆様と一緒に進んでいきたいと思っております。古侯副町長以下、職員と一緒に自己紹介をさせていただきました。また、白老町においては、来年のウポポイ開設事業を控えておりますし、財政再建の途中でもあります。まだ課題はたくさんありますが、議員の皆様とともに、職員とともに、町民の幸せのためにまちづくりを進めていきたいと考えております。詳しい話は12月議会の私の所信で公約等々もお話させていただきたいと思いますが、私の大きなテーマは、今回は、共生・共創というキャッチフレーズでございます。町民の皆様とともに生き、町民の皆様幸せをともにつくっていく、そのようなテーマでございます。4年間、また皆様と一緒に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎開会の宣告

○臨時議長（松田謙吾君） ただいまから、令和元年白老町議会第2回定例会11月会議を開催いたします。

---

### ◎開議の宣告

○臨時議長（松田謙吾君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席はただいまご着席の議席といたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、臨時議長において、2番、前田博之議員、3番、大淵紀夫議員、4番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（松田謙吾君） 日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。  
選挙は投票で行います。議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松田謙吾君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第26条の規定により、立会人に西田祐子議員、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくよろしくお願いいたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松田謙吾君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松田謙吾君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。議長席に向かって右から順次登壇して投票し、左側から議席に戻ってください。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松田謙吾君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西田祐子議員、氏家裕治議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（松田謙吾君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票13票

無効投票1票

有効投票のうち

松田謙吾議員7票

小西秀延議員6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、松田謙吾が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（松田謙吾君） 会議規則第27条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

就任のあいさつをいたします。

〔議長 松田謙吾君登壇〕

○議長（松田謙吾君） ただいま、投票の結果、私、松田が少数激戦といえますか、僅差で議長に選出されました。

私は議員になって40年余りになります。昭和の時代、54年に議員になりまして、10年間くらい昭和の時代を過ごしました。平成の令和の前までの30年間、合わせて40年余り議員をやらせていただきました。平成11年に副議長にもなりました。6期目の平成13年、投票によって議長

をさせていただきました。あれから20年余りたって、令和初めての白老町議会の選挙で、再度私が、僅差ではありますが議長に選出されました。随分長くやってきたと町民に思われるし、年をとってできるのか、このような批判もされるだろう。しかしながら、私はこの40年間、議員の務めは全身全霊をかけてきたつもりであります。そのことが、今日まで議員生命がつながってきたのかという思いです。

今、私が議員になったときと比べると、天と地くらいの差が、天国と地獄くらいの差があります。それほど白老のまちは、私の目では色あせてきている。私は、これから新しい象徴空間も、本当に白老のまちづくりの原点になる。象徴空間も新しく注目されながらできたわけですから色あせたところから、もっと輝いていくように、そして町民のみんながもっと長く住みたいというまちにするのが、私の最後の務めだと思っております。

そのようなことも含めて、僅差の議長ではありますが、どうか一つみんなで融和をしながら、そして戸田町長も再任されておりますので、職員の皆さんがまちづくりの本当の底力になると思いますから、職員ともども、まちがみんなが住める、住んでいてよかった。このようなまちづくりのためにみんなと融和しながら、全力を挙げて議長の務めをできるかどうかわかりません。これは命がある限りですから、全力を挙げて努めていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力を、町民の皆さんのご協力を心からお願いを申し上げ、お祈りをしまして就任のごあいさついたします。皆さんよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（松田謙吾君） これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございます。

〔議長 松田謙吾君議長席着席〕

---

### ◎会期の決定

○議長（松田謙吾君） 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から明年1月5日までの56日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から明年1月5日までの56日間と決定いたしました。

---

### ◎選挙第2号 副議長選挙について

○議長（松田謙吾君） 日程第5号、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めさせていただきます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松田謙吾君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第26条の規定により、立会人に小西秀延議員、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（松田謙吾君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松田謙吾君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願ひます。

議長席に向かって右から順次登壇して投票し、左側から議席に戻ってください。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願ひます。

〔事務局長の点呼により投票〕

○議長（松田謙吾君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小西秀延議員、吉谷一孝議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（松田謙吾君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票14票

無効投票ゼロ票

有効投票のうち

氏家裕治議員 6 票

小西秀延議員 4 票

大淵紀夫議員 4 票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、氏家裕治議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松田謙吾君） ただいま副議長に当選されました氏家裕治議員が議場におられますので、会議規則第27条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました氏家裕治議員から就任のごあいさつをお願いいたします。登壇願ひ

ます。

〔副議長 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） ただいま選挙の結果、副議長に選出いただきました、氏家でございます。

一言ということですので、今回の選挙を通じて感じることは、この4年間町民生活向上のために、議会として何ができるのかということが問われる。そうした4年間になるものと考えております。新しく就任されました松田議長のもと、しっかりと4年間議会を創生できるように、議会の再生を目指してしっかり取り組む決意でございますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時04分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎議席の指定

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（高橋裕明君） 議席の指定であります。議席番号とお名前をお呼びいたします。

議席番号 1番	久保一美	議員	2番	広地紀彰	議員
3番	佐藤雄大	議員	4番	貳又聖規	議員
5番	西田祐子	議員	6番	前田博之	議員
7番	森哲也	議員	8番	大淵紀夫	議員
9番	吉谷一孝	議員	10番	小西秀延	議員
11番	及川保	議員	12番	長谷川かおり	議員
13番	氏家裕治	議員（副議長）	14番	松田謙吾	議員（議長）

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着きください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時03分

---

再 開 午後 1時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎各常任委員の選任について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、各常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において常任委員の指名をいたしたいと思います。

各常任委員会委員の氏名については、事務局長から朗読させますのでご了承ください。

○事務局長（高橋裕明君） 各常任委員の選任について、白老町議会委員会条例第6条第1項の規定により、各常任委員を次のとおり選任する。

総務文教常任委員、7名。

前 田 博 之 議員 大 淵 紀 夫 議員 西 田 祐 子 議員  
氏 家 裕 治 議員 小 西 秀 延 議員 吉 谷 一 孝 議員  
佐 藤 雄 大 議員

産業厚生常任委員会、7名

松 田 謙 吾 議員 及 川 保 議員 久 保 一 美 議員  
長谷川 かおり 議員 貳 又 聖 規 議員 広 地 紀 彰 議員  
森 哲 也 議員

広報広聴常任委員は13名。議長を除く全議員であります。

以上です。

○議長（松田謙吾君） 以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員の任期は議員任期の4年間であります。

ここで副議長と交替するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時04分

---

再 開 午後 1時05分

○副議長（氏家裕治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りする件につきましては、松田謙吾議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔議長 松田謙吾君退席〕

○副議長（氏家裕治君） ただいま産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞退を認めているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） ご異議なしと認めます。

よって議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。  
議長と交替するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時07分

---

再 開 午後 1時08分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会では会議を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時08分

---

再 開 午後 1時09分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に吉谷一孝議員、副委員長に佐藤雄大議員。産業厚生常任委員会、委員長に広地紀彰議員、副委員長に森哲也議員。広報広聴常任委員会、委員長に西田祐子議員、副委員長に貳又聖規議員。

以上のとおり選任された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

---

#### ◎議会運営委員の選任について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思えます。

議会運営委員の氏名については、事務局長から朗読させますのでご了承ください。

○事務局長（高橋裕明君） 議会運営委員会の選任について、白老町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。議員氏名でございます。

前 田 博 之 議 員 及 川 保 議 員 長 谷 川 か お り 議 員

小 西 秀 延 議 員 吉 谷 一 孝 議 員 森 哲 也 議 員

の6名です。以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 以上のとおり指名いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。なお、委員任期は議員任期の４年間であります。

次に、委員会条例第７条の規定により、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後１時５９分

---

再 開 午後２時０５分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に長谷川かおり議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

---

### ◎特別委員会の設置について

○議長（松田謙吾君） 日程第９、特別委員会の設置についてを議題に供します。

「町立病院改築基本方針調査特別委員会」の設置についてであります。この特別委員会は平成２９年第１回定例会１１月会議で設置しましたが、議員の任期満了による一般選挙により、自然消滅となったものであります。

このことに関しては、９月１３日の議会運営委員会において、引き続き、継続して調査することを確認しております。

したがって、町立病院改築基本方針について調査を行うため、議長を除く議員全員の委員をもって構成する「町立病院改築基本方針調査特別委員会」を設置し、これに付託し、調査終了まで休会中の調査にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員全員をもって構成する「町立病院改築基本方針調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の調査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第７条の規定により、特別委員会では、委員会を開催し、委員長副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 3 2 分

---

再 開 午後 2 時 3 3 分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が、議長の手元に届いておりますのでご報告いたします。

「町立病院改築基本方針調査特別委員会」委員長に広地紀彰議員、副委員長に森哲也議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。調査方よろしく願います。

---

### ◎特別委員会の設置について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、特別委員会の設置についてを議題に供します。

「駅北地区観光商業ゾーン整備・活性化促進特別委員会」の設置についてであります。

この特別委員会は、平成27年第2回定例会11月会議で設置しましたが、議員の任期満了による一般選挙により、自然消滅となったものであります。

このことに関しては、9月13日の議会運営委員会において、引き続き継続して調査することを確認しておりましたが、10月30日の会派代表者会議において、期間や対象について議論され、経過を鑑みたとき、内容を特定して名称変更することになりました。

したがって、駅北地区観光商業ゾーンの整備と活性化促進について、議長を除く議員全員の委員をもって構成する「駅北地区観光商業ゾーン整備・活性化促進特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の調査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員全員をもって構成する「駅北地区観光商業ゾーン整備・活性化促進特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の調査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では、委員会を開催し、委員長副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 3 5 分

---

再 開 午後 2 時 3 6 分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が、議長の手元に届いておりますのでご報告いたします。

「駅北地区観光商業ゾーン整備・活性化促進特別委員会」委員長に広地紀彰議員、副委員長に森哲也議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、調査方、よろしく願いいたします。  
この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午後2時37分

---

再 開 午後2時45分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◎議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

本件について、及川保議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで退場を求めます。

〔11番 及川保君退席〕

○議長（松田謙吾君） 次に提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の 議案第1号でございます。

議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求める。

令和元年11月11日提出。白老町長。

1、議員のうちから選任する監査委員、1名。2、選任しようとする者の氏名及び生年月日、及川保、昭和25年5月30日生まれ、69歳でございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員賛成〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時50分

---

再 開 午後2時55分

---

### ◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和元年白老町議会第2回定例会11月会議の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、白老駅北観光商業ゾーン民間活力導入事業についてであります。

3月27日に実施したプロポーザル審査委員会において、参入事業者として決定したパーフェクトパートナー株式会社とは、事業用定期借地権設定契約の締結に向け、協議を進めてまいりましたが、9月13日付文書により、町に対して事業協定解除に関する申出書が送付され、事業撤退の意向が示されました。

その後の新聞報道等においても、事業撤退に関する報道がされたことを受け、当町といたしましても、事業協定の解除について、やむなしとの判断をしたところであり、10月4日付文書にて事業協定書を白紙撤回することに対して同意したところであります。

ウポポイの開設まで6ヶ月を切り、非常に残念な結果になりましたが、民間活力導入事業については、白老駅北観光商業ゾーンの整備に当たり、行政整備区域と相互連携を図り、多くの来訪者を

集客するために重要な事業であることから、引き続きプロポーザルによる参入事業者の決定に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、株式会社白老振興公社の解散についてであります。

白老振興公社は、急速な白老町勢の進展に伴う地価の高騰を視野に入れ、公共のため必要な不動産等の取得、売却及びあっせんを主な目的とし、昭和46年に、本町が筆頭株主となり設立した株式会社であります。

設立当時は、全国的な土地高騰の情勢の中、本町の発展や住民福祉向上に向け、主として土地の先行取得確保を進めておりましたが、経済情勢の激変から多額の負債を抱え、52年に会社更生法の適用を受け、事実上破産に至ったものであります。

その後の再建に当たって、当時の自治体運営としてはまれであった公社への業務委託が進み、本町の行政運営の効率化や経費削減の重要な役割を担い、さらに、ポロト湖周辺の土地の

取得に際しても、町政運営上大きな役割を果たし、このたびの象徴空間開設へ一翼を担うことになりました。

しかしながら、平成28年度にポロト地区の土地の売り払いが完了し、今後の不動産等取得事業の可能性は低いこと、さらには受託事業についても本町からの事業に限られていることなどから、公社が担ってきた役割、そして、営利を目的とする株式会社である必要性は極めて低い現状にあると認識せざるを得ません。

したがって、これらの背景を踏まえ、去る10月9日に臨時株主総会を開催し、本町からの受託事業の継続性と従業員の雇用確保を前提として、本年度をもって株式会社を解散することに同意いただいたものであります。

次に、台風19号被害に伴う宮城県丸森町への職員派遣についてであります。

被災地市区町村応援職員確保システムに基づき、宮城県丸森町から北海道を通して市町村職員の派遣要請があったことを受け、11月1日から9日までの9日間、罹災証明書に係る現地調査及び窓口発行要員として、本町から職員4名を同町に派遣したものであります。

このたび、広範囲にわたる浸水で甚大な被害を受けた丸森町とは、昨年11月、本町において同町の職員によるまちづくりに関する講演をいただいたご縁もあったことなどにより、北海道からの要請に対し、即座に判断をさせていただいたところであります。

現在もお支援活動が続いているところでありますが、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げ、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

次に、白老駅北観光商業ゾーンの愛称名についてであります。

白老駅北観光商業ゾーンは、町民をはじめとした多くの来訪者の方々が末永く親しまれる愛される空間として利用していただけるよう、アイヌ語由来の愛称名を決定することとし、9月1日から9月30日の期間において、町民を対象として一般投票を行った結果、893票の投票をいただき、3つの候補案の中から最多得票584票を獲得した「ポロトミンタラ」に決定したところです。

愛称名に決定した「ポロトミンタラ」の意味は、「ポロトにある広場」を意味しており、今後はウポポイとの連携を図りながら、新たな観光振興を図る拠点として、来訪者のさらなる回遊性向上に努めてまいります。

なお、本11月会議には議案1件、報告3件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長(松田謙吾君) これで行政報告は終わります。

---

### ◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長(松田謙吾君) 日程第13、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報1-1をお開きください。

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月11日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。報告1—2でございます。

専決処分書です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和元年9月18日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金334,429円。

2、損害賠償の相手方、白老町字萩野338番地127、株式会社谷野電設 代表取締役 谷野正明。

次のページ説明であります。事故の発生状況であります。

1、日時、令和元年8月2日金曜日午前11時頃。

2、場所、白老町大町2丁目3番4号、しらおい経済センター西側駐車場。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況、令和元年8月2日(金)午前11時頃、しらおい経済センター西側駐車場において、(乙)車両が駐車しようとしたところ、歩道と駐車場の境目にある排水溝のグレーチングが跳ね上がり、(乙)車両が損傷したものである。

5、被害の程度、(乙)車 エンジンアンダーカバー損傷、フロントフロアカバー等損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が所有するしらおい経済センター西側駐車場のグレーチングが、排水溝の沈下や損傷により不安定な状態になっていたことが原因であり、その上を(乙)車両が通過したことで発生した事故であるため、(乙)車両の修理費等334,429円(全額)を(乙)に対し支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものとする。

次のページに事故発生状況の図面をつけてございます。以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 事故の件についての説明はよくわかりましたけれど、肝心なこのグレーチングのふたが跳ね上がった場所、これについてはどのようにされたのか。そここのところの説明がないものですからお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） グレーチングが跳ねあがったところ、グレーチングの板と申しますか、金属状のものについて3枚取り換えて、今後跳ね上がらないようにということで措置をしたところでございます。今後もこのようなことがないように、商工会のほうと連携を

密にしながら対応してまいりたいと考えております。

予算につきましては、前回9月会議の補正予算で措置をさせていただいているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

これをもって、報告第1号は報告済みといたします。

---

### ◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報2-1をお開きください。報告第2号でございます。

専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月11日提出。白老町長。

このたびの報告議案でございますけれど、先の定例会9月会議におきまして議決を経た工事請負契約につきまして、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲で変更するというものでございます。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和元年10月25日専決。白老町長。

記以下でございます。

- 1、工事名、白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事。
- 2、現請負金額、70,895,000円。
- 3、新請負金額、71,291,000円、396,000円の増となっております。
- 4、概要、現地掘削の際に路盤計画からコンクリート塊が発生したため、処分に係る運搬経費と処理費を増額したものでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

---

### ◎報告第3号 専決処分の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 報3-1でございます。報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月11日提出。白老町長。

記以下につきましては、専決事項のため、指定事項のため記載のとおりでございます。

次のページであります。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和元年10月29日専決。白老町長。

令和元年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,831,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の1. 歳入。5ページの2. 歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次のページの歳入歳出事項別明細書の、2. 歳出から説明させていただきますので8ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、17目諸費、（1）災害支援職員派遣事業46万円の計上であります。行政報告にもありましたが、台風19号被害に伴う宮城県丸森町への職員派遣経費でございます。4名分の普通旅費38万5,000円のほか、消耗品費、燃料費及びフェリー通行料を計上するものであります。財源は一般財源でございますが、派遣経費の8割は特別交付税で措置されることとなっております。歳出は以上でございます。

戻っていただきまして、前のページの歳入でございます。21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金46万円であります。歳出の一般財源分の計上であります。これにより繰越金の留保額は1億3,473万2,000円となるものでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○**議長（松田謙吾君）** ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田謙吾君）** 質疑なしと認めます。報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

---

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。  
本件

につきましては、別紙のとおり町村議長全国大会、胆振管内議長会の視察等が予定されております。承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。  
なお日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告（次期所管事務調査の報告）

○議長（松田謙吾君） 日程第17、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

広報広聴常任委員会、議会運営委員会委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いをいたします。

---

### ◎休会について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、休会についてお諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日12日から明年1月5日までの55日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12日から明年1月5日までの55日間を休会とすることに決定をいたしました。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保